

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を下記のとおり「G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針」として策定しています。

G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針

序文

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針」(以下、「本方針」という。)を定める。

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(基本的な考え方)

当社は、お客様をはじめ、従業員、株主・投資家、社会から「存在を期待される企業」となるために、社会的責任を有する企業として、経営の重要性を認識し、透明・迅速・公正、果敢かつリスクを勘案した意思決定を確保する組織・仕組みを整備し、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが、経営の最重要課題の一つとして認識しており、コーポレートガバナンスの実践と継続的な改善の取り組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

第2章 コーポレートガバナンス体制

第1節 監査役会設置会社

(監査役会設置会社を選択する理由)

当社は、監査役会設置会社を選択する。その理由は以下の通りである。

- (1)取締役を兼務しない独立した立場の監査役は、取締役会における議決権を有しないため、取締役の職務執行について客観的な監査が可能である。
- (2)国内外の責任者としての経験から当社の事業に精通した常勤監査役により、監査に必要な情報の収集が可能である。
- (3)経営経験者等ないし学識経験者等である社外監査役により、高い専門性や見識からの意見がなされることでより多様性が増し、適切な審議や執行の監督・監査に有益である。

第2節 取締役および取締役会

(取締役会の役割・責務) (補充原則4-1-1)

1. 取締役会は、業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担い、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うものとし、その内容は、社内規程である「取締役会規程」「取締役会審議基準」に明確に規定する。
2. 前記社内規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項の意思決定およびその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議、海外地域本部長会議および執行役員に委任する。

(取締役会の構成) (補充原則4-11-1)

1. 取締役会は、12人以下の適切な人数で構成する。
2. 取締役会は、会社の重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮する。
3. 社外取締役は2人以上とし、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役とする。
4. 取締役会は、対外的には株主との窓口機能を担い、社内的には社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を図る目的で、独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役を選任する。

(取締役候補者の指名方針) (補充原則4-11-1)

1. 取締役会は、社長の提案を受け、多様性に配慮しつつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有する人材を取締役候補者として指名する。
2. 社内取締役は、当社の事業についての高い専門性を有し、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任する。
3. 社外取締役は、出身の各分野における豊富な業務経験と識見を有し、経営から独立した立場からの確かつ公正に監督を行える資質を有する人材を選任する。
4. 取締役会は、取締役候補者を指名するにあたり、個々の指名理由を株主総会招集通知および有価証券報告書等の開示書類に記載する。

(最高経営責任者等の選定) (補充原則4-1-3)

1. 最高経営責任者たる社長は、自らの後継者の育成を最も重要な責務の一つであると認識し、候補者を選抜し、長期の育成計画に基づいて後継者候補を育成する。
2. 取締役会は、後継者の計画について適切に監督し、原則として社長の提案を受け、審議の上、柔軟かつ果断に満ちた決断力を持ち、経営トッ

ぶたりうる優れた人格・識見を有する人物を最高経営責任者たる社長の後継者として選定する。

(取締役会の実効性向上のための取り組み)

1. 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取り組みを行う。

[情報提供] (補充原則4-12-1)

(1) 当社は、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の議題および議案に関する資料を取締役会の会日に先立って、取締役および監査役に対し配付するとともに、必要に応じて社外役員への事前説明を行うなど、十分な情報提供に努める。

(2) 取締役会事務局は、事業年度が開始される前に、翌事業年度の年間の取締役会開催予定日を予め定め、各取締役および監査役に通知する。

[取締役・監査役に対する研修] (補充原則4-14)

当社は、新任の社外取締役・社外監査役に対し、当社工場等の見学や取締役会・監査役会での解説を通じて当社の事業内容についての知識の習得を支援する。

全ての取締役・監査役に対しては、役員として必要な基本知識を学ぶための外部の教育訓練を斡旋し、費用を負担するとともに、役員を対象とした社内のコーポレート・ガバナンス研修を開催する等、取締役・監査役としての役割と責務についての理解を深める場を随時提供する。

[他社役員の兼職] (補充原則4-11-2)

当社の社外取締役・社外監査役は、各々の受託者責任を全うするため、当社以外の上場会社役員の兼任数が合理的な範囲にとどまるように努める。

兼任状況については、株主総会招集通知等にて重要な兼任状況を毎年開示する。

[自己評価等] (補充原則4-11-3)

取締役会は、各取締役の自己評価などを通じて、取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施を検討する。

[独立社外取締役間の情報交換等] (補充原則4-8-1)

当社が独立社外取締役間の情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催する。

[監査役・監査役会と社外取締役の連携確保] (補充原則4-4-1)

当社は、情報共有および連携を図ることを目的として、監査役と社外取締役が定期的に情報交換する場を設ける。

[任意の諮問委員会の設置] (補充原則4-10-1)

当社は、経営陣幹部・取締役の指名、報酬の決定といった重要な事項に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を構成員に含む任意の諮問委員会を設置する。

(利益相反取引) (原則1-7)

1. 取締役は、自己または第三者のために当社の利益に反する取引を行わない。

2. 取締役が、自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得なければならない。

第3節 執行役員体制

(基本的な考え方) (補充原則4-1-1)

1. 当社は、グローバルな地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、海外5地域および機能別の各本部や主要な組織に、担当分野における業務執行を担う執行役員を配置する。

2. 当社は、経営会議や海外地域本部長会議を設置し、その審議基準を整備すること等により執行役員に授權される権限の範囲と意思決定のプロセスを明確にし、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築する。

(執行役員の選任方針・任期) (補充原則4-3-1)

1. 取締役会は、社長の提案を受け、審議の上、当社グループの一定の重要な業務執行を担うことができる人物を執行役員として選任する。

2. 執行役員は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。

3. 執行役員は委任契約によるものとし、その任期は1年とする。

4. 執行役員の選任・解任にあたっては、会社の業績等の評価を適切に反映する。

第4節 監査役および監査役会

(監査役会の構成) (原則4-11)

監査役会は、5人以下の適切な人数で構成し、そのうち過半数を別に定める独立性基準を満たす独立社外監査役とする。また、監査役のうち、1名以上は財務・会計に相当程度の知見を有する者とする。

(監査役候補者の指名方針) (原則4-11)

1. 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え監査実務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名する。なお、社長は監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会に提案する。

2. 監査役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れた人物であるとともに、会社経営や当社の業務に精通した人物、または、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物であることを要する。

3. 取締役会は、監査役候補者を指名するにあたり、個々の指名理由を株主総会招集通知および有価証券報告書等の開示書類に記載する。

第5節 役員報酬

(役員報酬の決定方針) (原則4-2)

1. 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。

2. 当社の業務執行役員の報酬は、現金固定報酬、賞与、業績連動部分を含む株式報酬から構成される。

3. 当社の社外取締役、監査役の報酬については、業績連動型株式報酬を支給しない。

第3章 株主との関係

(株主総会) (基本原則1)

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できる環境の整備を行うよう努める。

(株主の権利の確保) (基本原則1)

1. 当社は、株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮する。
2. 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(資本政策の基本方針) (原則1-3)

1. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、財務基盤の強化および高収益性の実現の両立を図る。
2. 資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会において、その必要性・合理性を十分に検討し、必要に応じて適宜株主に説明を行う。

(株式の保有および保有株式に係る議決権行使に関する基本方針) (原則1-4)

1. 当社は、得意先および取引金融機関等の取引先との取引関係の維持、当社事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に判断のうえ、上場株式を保有することとし、毎年の見直しの結果、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜売却する。
2. 保有株式にかかる議決権の行使については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで適切に行う。

(株式公開買付け) (補充原則1-5-1)

当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会は当該買付けに対する当社の見解を株主に対して説明する。

(株主との対話に関する方針) (基本原則5)

1. 取締役会は、株主・投資家の投資判断に有益な情報を、迅速・公平・正確に提供し、株主・投資家の理解促進および適正な企業価値評価の実現を図ることを目的として、株主との建設的な対話に関する取り組み方針を以下の通り定める。
 - (1) 当社は経営トップ自らが株主との対話に取り組み、取締役事業管理本部長がIR実務を統括する。
 - (2) 株主との対話が適切に行われるため、IR担当は、社内各部門と定期的に情報交換を行い、有機的な連携体制を構築する。
 - (3) 当社は、株主・投資家の当社事業に対する理解を深めて頂くために、継続的な決算説明会の開催、当社ホームページにおける情報提供、株主総会における事業報告等の説明、株主通信等の株主に対する送付書類、株主向けの工場見学会や株主アンケートの実施等に積極的に取り組む。また、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との建設的な対話のための個別面談を行う。
 - (4) 対話において把握された株主の意見は、取締役会に定期的にフィードバックを行う。
 - (5) これらの活動を行うにあたり、担当者はインサイダーおよび機密情報の取扱いに関する研修を受け、社内の関連規則を遵守のうえ、適切に株主との対話を行う。

第4章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係) (基本原則2)

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上は、お客様、従業員、お取引先、地域社会等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努める。

(多様性の確保) (原則2-4)

当社は、会社の持続的な成長に資する多様な視点や価値観を社内にもたらすことを目的として、女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進する。

(内部通報窓口の設置) (補充原則2-5-1)

1. 当社は、経営陣から独立した内部通報窓口を設置し、法令・会社規程、行動指針に違反する行為および社会常識とかけ離れた行為について、通報を受け付ける。
2. 内部通報窓口は、社内窓口および社外者による社外窓口を併設する。
3. 内部通報窓口に情報を提案した者および提案内容に関する事実関係の確認に協力した者に対してその事実により不利益を与えてはならない。
4. 内部通報は、経営陣による不正行為を含めて、常勤監査役に対しても伝達される。

第5章 情報開示

(適切な情報開示と透明性の確保) (基本原則3)

当社は、株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示等、企業情報の適切な開示をはかり、企業の透明性を高めていく。

以上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

・補充原則1-2-4

当社の外国人株主を含めた議決権行使比率は既に相当程度に高く、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度および招集通知の英訳は行っていません。今後につきましては、議決権行使状況および機関投資家や海外投資家の比率などの動向を踏まえ、導入を検討してまいります。

・補充原則4-8-1

当社が選任している2名の独立社外取締役は、それぞれが取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換をしていることから、その責務を十分に果たしていると考えていますが、更なる情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催します。

※なお、平成28年6月17日に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、実施しない理由を記載した以下の2つの原則について、実施いたしました。

・補充原則1-2-5

当社は、基準日時点において株主名簿に記載されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としていますが、信託銀行等において個別の口座を設定するなどして、株主名簿に実質株主の名称等が明記されている場合等については、必要に応じて信託銀行等と協議し、対応を講じます。

・補充原則4-11-3

当社は、取締役会の実効性に関して、取締役会の構成員である取締役及び監査役に対するアンケートを実施し、その結果について、取締役会と共有しております。

今後、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性向上のため、更なる改善施策を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

・原則1-4

当社は、得意先および取引金融機関等の取引先との取引関係の維持、当社事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に判断のうえ、上場株式を保有することとし、毎年の見直しの結果、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜売却します。

また、保有株式にかかる議決権の行使については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで適切に行います。

・原則1-7

当社は、社内規程として『取締役会規程』および『取締役会審議基準』を定め、取締役会と会社との取引について、取締役会決議を求めるとともに、毎年関連当事者取引に関する確認書の提出を求め、取引の監視を行っています。

・原則3-1

(1) 当社は、経営目標として『安全・環境に即した先進技術の追求を通じ車体部品とトランスミッション部品の専門メーカーとして世界TOPを目指す』ことを掲げています。その他、経営理念、経営ビジョン等は、当社ホームページ上に公開しています。

<http://www.g-tekt.jp/company/philosophy.html>

(2) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針」として策定し、これを当社ホームページ上に公開しています。

(3) 取締役の報酬は、株主総会が承認した報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において決定しています。

社内取締役の報酬については、月額固定報酬と賞与に加え、業績連動型株式報酬制度を採用し、職責や成果を反映した報酬体系としています。

社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与および業績連動型株式報酬の支給はありません。

また、監査役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において監査役の協議によって決定しています。

監査役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とするために、業績連動型株式報酬の支給はしていません。

(4) 取締役候補者の指名は、社長の提案を受け、取締役会で決定し、監査役候補者の指名は、社長の提案を受け、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

また、経営陣幹部である執行役員の選任は、社長の提案を受け、取締役会で決定します。

(5) 平成28年6月17日開催第5回定時株主総会の招集通知より、社外役員のみならず、社内の役員についても候補者に指名した理由を記載することといたしました。あわせて、第5期有価証券報告書より、取締役・監査役・執行役員全員の選任・指名理由を記載することといたしました。

・補充原則4-1-1

業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会については、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容は、社内規程である『取締役会規程』『取締役会審議基準』にその内容を明確に規定しています。

前記社内規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項の意思決定およびその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議、海外地域本部長会議および執行役員に委任しています。

・原則4-8

当社は、ガバナンス、投資家への説明責任等の社会的責任を踏まえ、収益力・資本効率等の改善を図るためには、独立役員の要件を満たす社外取締役を複数名設置することが必要であるとの判断に基づき、当社は、利根忠博氏および大胡誠氏の2名を独立社外取締役として選任しています。

取締役会員数の3分の1以上の独立社外取締役を選任するか否かについては、当社の業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、現段階では3分の1以上の独立社外取締役を選任する考えはありません。

・原則4-9

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としています。

・補充原則4-11-1

当社の取締役会は、定款に定める12名以内の多様な経歴を持ち、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有する人材で構成された組織となっています。

社内取締役については、当社の事業についての高い専門性を有し、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任しています。

社外取締役については、出身の各分野における豊富な業務経験と識見を有し、経営から独立した立場からの確かつ公正に監督を行える資質を有する人材を選任しています。

・補充原則4-11-2

当社の社内取締役および常勤監査役は、本報告書提出時点において、当社以外の上場会社の役員を兼任していません。当社の社外取締役・社外監査役は、各々の受託者責任を全うするため、当社以外の上場会社役員の兼任数が合理的な範囲にとどまるように努めています。

また、兼任状況については、株主総会招集通知等に重要な兼任状況を毎年開示しています。

・補充原則4-11-3

当社は、取締役会の実効性に関して、取締役会の構成員である取締役及び監査役に対するアンケートを実施し、その結果について、取締役会と共有しております。

今後、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性向上のため、更なる改善施策を検討してまいります。

・補充原則4-14-2

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングとして、新任の社外取締役および社外監査役に対し、当社工場等の見学や取締役会・監査役会での解説を通じて当社の事業内容についての知識の習得を支援しています。

また、全ての取締役・監査役に対し、役員として必要な基本知識を学ぶための外部の教育訓練を斡旋し、費用を負担するとともに、役員を対象とした社内のコーポレート・ガバナンス研修を開催する等、取締役・監査役としての役割と責務についての理解を深める場を随時提供しています。

・原則5ー1

当社は、経営トップ自らが株主との対話に取り組み、取締役事業管理本部長がIR実務を統括します。

株主との対話が適切に行われるため、IR担当は、社内各部門と定期的に情報交換を行い、有機的な連携体制を構築します。

当社は、株主・投資家の当事業に対する理解を深めて頂くために、継続的な決算説明会の開催、当社ホームページにおける情報提供、株主総会における事業報告等の説明を行っています。また、株主通信等の株主に対する送付書類、株主向け工場見学会や株主アンケートの実施等に積極的に取り組みます。また、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との建設的な対話のための個別面談を行います。

対話において把握された株主の意見は、経営陣に対し、定期的にフィードバックを行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
本田技研工業株式会社	13,035,098	29.67
高尾 博之	4,331,768	9.86
菊池 俊嗣	2,904,480	6.61
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニ ティズ ファンド	2,600,000	5.91
TKホールディングス株式会社	2,194,344	4.99
株式会社ケー・ビー	1,480,800	3.37
高尾 直宏	1,286,576	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,235,509	2.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	783,500	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	657,400	1.49

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における (連結) 従業員 数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、本田技研工業株式会社の持分法適用関連会社であり、資本関係及び取引関係において同社と緊密な関係にありますが、事業運営につきましては一定の独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
利根 忠博	その他								△			
大胡 誠	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
利根 忠博	○	株式会社タムロン社外監査役 埼玉県民共済生活協同組合理事長 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構社外取締役	金融機関経営者、他社での社外監査役・社外取締役としての幅広い見識、豊富な経験とともに、平成27年に当社の社外取締役に就任して以来、3年間にわたり当社の経営に携わってきました。当社の経営に経営者の視点で当社の経営全般についてその経験と見識を活かし、取締役会の監督機能を担い、職責を十分果たしていることから、引き続き社外取締役に選任しております。 また、金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

大胡 誠	○	丸善CHホールディングス株式会社社外取締役 リリカラ株式会社社外監査役	国際的案件に携わる弁護士並びに他社での社外監査役・社外取締役としての幅広い見識、豊富な経験をもとに、平成25年に当社の社外取締役に就任して以来、5年間にわたり当社の経営に携わってきました。海外展開を積極的に行っている当社の企業経営の透明性を高めるため、客観的視点から監督を行い、職責を十分果たしていることから、引き続き社外取締役に選任しております。 また、金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	5	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	5	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

経営陣幹部・取締役の指名、報酬の決定といった重要な事項に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を構成員に含む任意の諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、経営の合理化及び業務の適正な遂行を図るため、業務監査室(3名)を置き、内部監査規程に則り会計、業務、組織・制度、関係会社についての監査を実施しております。当該監査の報告は直接社長になされるほか、監査対象部門に対しては監査結果に併せて改善提言がなされることとなっております。

また、業務監査室は、監査役と相互に情報交換を行う等連携して、内部監査を実施しております。

当社の監査役4名(うち社外監査役は2名)は、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び業務分担等に従い、取締役会及び経営会議等の重要会議への出席や、当社各部門及び海外子会社等の業務並びに財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行及び内部統制システム等について監査を行っております。また、会計監査人と必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。業務監査室、監査役会及び会計監査人は、各々の役割を相互認識した上で、監査の実効性をより高めるため、定期的に会合を持ち、情報及び意見の交換等の連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有賀 茂夫	税理士													
飯島 誠一	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀 茂夫	○	株式会社加島屋監査役 日特エンジニアリング株式会社社外監査役	長年に渡る国税における豊富な業務経験、及び税理士としての専門的知識を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監査を行うことができる人材であると期待し、社外監査役に選任しております。 また、社外監査役として独立かつ中立の視点からの客観的な監査が期待できるほか、金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
飯島 誠一	○	マックスバリュ東北株式会社社外監査役	公認会計士として会計分野に係る専門的知識と会計監査の豊富な経験を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監査を行うことができる人材であると期待し、社外監査役に選任しております。 また、社外監査役として独立かつ中立の視点からの客観的な監査が期待できるほか、金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された限度額の範囲内とし、業績その他諸般の事情を考慮して、取締役分については取締役会の承認、監査役分については監査役の協議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会事務局から、社外監査役に対しては常勤監査役から適時適切に情報提供を行い、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社は、取締役会を将来に向けての経営方針、戦略の決定機関及び業務監督機関と位置づけております。取締役会は、取締役9名(うち社外取締役は2名)で構成され、定時又は必要に応じて臨時に開催され、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項の決議及び重要な経営意思決定を行うほか、各取締役及び執行役員から業務に関しての報告を受け、監視、監督機能を果たしております。なお、経営環境の変化に対応して機動的に経営体制を構築できるよう、取締役の任期を1年としております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は4名(うち常勤監査役は2名、社外監査役は2名)であります。監査役は監査役会を構成し、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会へ出席するほか、業務や財産の状況を調査し、取締役の職務遂行の監査を行っております。

経営環境の変化に即応できる経営体制を強化するため、社長以下、業務執行を担う役員全員を従業員身分のない委任型執行役員とし、業務執行に関する役割・責任の明確化を図っております。執行役員は、要請に応じて取締役会及びその他会議に出席し、担当責任者として業務の進捗状況、結果等の報告することとなっております。なお、執行役員の任期は1事業年度(1年)としております。

また、経営環境の変化に柔軟に対応し、経営意思決定の迅速化を図るため本部長以上を構成員とする経営会議を設置し、取締役会において重要な意思決定を行う際の事前審議機関と位置付けると共に、取締役会は、その構成員数を減らしてスリム化を図っております。

その一方で、独立した立場から経営全般に対するアドバイスや評価を得るために、複数社外取締役制度の導入し、経営の方向性や取締役の業務執行の監視監督機能に重点を置いた体制を構築しております。

また、組織体制は本部制をとり、分掌業務の明確化、責任の明確化を図るとともに、取締役会、経営会議等において決定された具体的事項に対して、情報の共有化を図り、連携して業務を推進しております。

海外子会社の経営については、海外事業本部がグローバル施策の推進を統括管理するほか、地域本部制により、各地域の地域本部長が現地に於いて迅速な経営判断を行い、経営会議において重要案件に関する事前協議や定期報告を行うこととしております。なお、海外子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社の取締役又は執行役員等が当該子会社の役員に就任することにより、当該子会社の業務執行を監督しております。

当社は、事業活動推進に当たり関係するさまざまな法令を遵守し、考えられる事業上のリスクに適切に対処できる健全な事業運営体制を構築することを目的として、コンプライアンスオフィサー及びリスクマネジメントオフィサーによって構成されるコーポレート・ガバナンス委員会を社内に設置するとともに、各オフィサーと実務担当者で構成されるコンプライアンス小委員会及びリスクマネジメント小委員会を設置し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備を図っております。

当社は、弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて国内外における諸問題に対する法的見地からのアドバイスを受けるなど、コンプライアンス経営に努めております。また、税務関連業務に関しては、外部専門家である会計事務所によるアドバイスを受けております。

当社は、経営の合理化及び業務の適正な遂行を図るため、業務監査室(3名)を置き、内部監査規程に則り会計、業務、組織・制度、関係会社についての監査を実施しております。当該監査の報告は直接社長になされるほか、監査対象部門に対しては監査結果に併せて改善提言がなされることとなっております。

また、業務監査室は、監査役と相互に情報交換を行う等連携して、内部監査を実施しております。

当社の監査役4名(うち社外監査役は2名)は、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び業務分担等に従い、取締役会及び経営会議等の重要会議への出席や、当社各部門及び海外子会社等の業務並びに財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行及び内部統制システム等について監査を行っております。また、会計監査人と必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

業務監査室、監査役会及び会計監査人は、各々の役割を相互認識した上で、監査の実効性をより高めるため、定期的に会合を持ち、情報及び意見の交換等の連携を行っております。

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを選任しており、業務監査室及び監査役と連携した監査を受けております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士は白田英生氏、吉原一貴氏、松下陽一氏であり、当該監査業務に

係る補助者は公認会計士7名、その他6名であります。

役員の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された限度額の範囲内とし、業績その他諸般の事情を考慮して、取締役分については取締役会の承認、監査役分については監査役の協議に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を将来に向けての経営方針、戦略の決定機関及び業務監督機関と位置づけ、各取締役及び執行役員は取締役会において業務の執行について報告することとなり、社外取締役を含む取締役会が社内の自己監視、監督機能を果たしております。また、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しないことを選任するための独立性に関する基準としており、取締役会において重要な意思決定や業務執行の状況についての適法性及び妥当性を社外の独立かつ中立な立場から監査しているため、現状では十分な経営監査機能を備えているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につきましては、議決権行使の円滑化を図るため、法定期日前の早期発送を行うとともに、発送に先立ってHP上に掲載しております。
その他	株主総会では、報告事項の報告等においてスライドによる説明を行い、ご出席の株主様の報告内容に対する理解促進を図っておりますほか、総会終了後に株主懇談会を開催することにより、経営陣と株主様とが直接コミュニケーションを図れる場を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算の発表後に、個人投資家向けの会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算の発表後に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では、ホームページ (https://www.g-tekt.jp/) 上にIR資料として、決算説明会資料を掲載しておりますほか、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、その他開示資料、株主通信、株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業管理本部が窓口担当となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針」において、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上が、お客様、従業員、お取引先、地域社会等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努めることを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全への基本方針・理念を設定し、各工場においてISO14001の認証登録を果たしております。また、環境保全に関する社内情報誌の発行や、行動指針の策定により、従業員一人ひとりが環境への負荷軽減と廃棄物の再資源化に努めております。CSR活動では、当社におけるCSRに対する考え方や取り組みをまとめたCSRレポートを作成しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「G-TEKTコーポレートガバナンス基本方針」において、株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示等、企業情報の適切な開示をはかり、企業の透明性を高めていく旨の方針を策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社で働く役員及び社員一人ひとりが共有する行動の指針として、法令及び社内規則の遵守等について示した「わたしたちの行動指針」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業倫理の向上に努める。
- (2) コンプライアンスに関する取り組みを推進するため、事業管理本部長を担当役員として「コンプライアンスオフィサー」に任命し、コンプライアンス体制の整備を全社横断的に推進するための「コーポレート・ガバナンス委員会」及び、その実働組織であるコンプライアンス小委員会を組織運営するほか、コンプライアンス又は企業倫理に関する提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置するなど、コンプライアンス体制の整備を行わせるものとする。
- (3) 当社の事業運営が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、監査役による監査や、業務監査室による各部門に対する内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、文書管理規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ全体の事業上のリスクに適切に対処できる事業運営体制を構築するため、生産本部長を担当役員として「リスクマネジメントオフィサー」に任命し、全社横断組織であるリスクマネジメント小委員会の運営を通じて、リスクマネジメントに関する体制整備や諸施策を推進する。
- (2) 大規模災害などの全社レベルの危機に対応するため、「全社危機管理方針」、「危機対応規程」及び「危機別対応マニュアル」を整備するとともに、部門ごとに対応すべきリスクについては、上記方針、規程及びマニュアルを基に、各部門においてそれぞれ地域の状況に応じて予防・対策に努める。
- (3) 経営上の重要事項については、「審議基準」に基づき取締役会、経営会議などに付議し、リスク評価を行った上で決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定時又は必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項の決議及び重要な経営意思決定を行うほか、各取締役及び執行役員から業務に関しての報告を受け、監視、監督機能を果たすと同時に、取締役の任期を1年とすることにより、経営環境の変化に対応して機動的な経営体制を構築する。
- (2) 経営環境の変化に柔軟に対応し、経営意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する重要事項や取締役会に付議する事項に関する事前審議を行う。
- (3) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用し、取締役会にて選任された執行役員は、取締役会の決定した方針、戦略に従い、委譲された権限の範囲内において担当業務を執行し、取締役会及びその他会議において業務の進捗状況、結果等の報告をする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社間では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を共有しつつ、各国の法令や現地の事業環境等に合わせた自立的で責任あるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るほか、子会社の責任者を当社のコンプライアンス小委員会及びリスクマネジメント小委員会のメンバーとすることで、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスクマネジメントの向上を目指す。
- (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社の取締役又は執行役員等が子会社の役員に就任することにより当該子会社の業務執行を監督するとともに、社内規程に基づき、子会社より重要案件に関する定期報告を受け、当社グループ全体の経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- (3) 海外子会社の経営については、海外事業本部がグローバル施策の推進を統括管理するほか、地域本部制により任命された各地域の地域本部長が現地にて迅速な経営判断を行い、経営会議において海外事業本部と連携して、重要案件に関する事前協議や定期報告を行う。
- (4) 子会社の事業運営が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、監査役による監査や、業務監査室による内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、会社は当該監査業務を補助する使用人を置き、その補助を行わせる。
- (2) 監査業務の補助を行っている使用人に関する人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得るものとする。当該使用人の取締役からの独立性と当該使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査が実効的に行われるために、取締役会その他重要な会議に出席することに加えて、監査に必要な情報を取締役、執行役員その他の担当部門、子会社の取締役及び使用人が監査役に対して適時に報告する指針として「監査役への報告基準」を定め、監査役へ報告する。また、当該基準に基づき監査役へ報告した者に対して、その報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- (2) 取締役及び使用人は、当社グループ全体を対象とした企業倫理改善提案窓口情報を含む企業活動における法令や会社規程違反、行動指針違反及び社会常識とかけ離れる行為に関する事実を知った場合には、コンプライアンスオフィサーを通じて適時監査役に報告する。

8. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と可能な限り意見交換を行い、常に意思の疎通を図る。
- (2) 監査役は、業務監査室と連携し、監査の充実を図るとともに、監査役が監査の実施にあたり独自の意思形成を行うために外部の専門家等を利用する場合には、その費用は会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序を乱したり安全を脅かしたりする恐れのある反社会的勢力の団体とは、毅然とした態度で接し、不当要求には一切応じない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

「わたしたちの行動指針」において、反社会的勢力との関係の排除を行動指針として示し、その周知徹底を図る。反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、拒絶の意思を反社会的勢力に対して明示するとともに、速やかに所管の警察署へ通報する。また、平素より警察や外部専門機

関が主催する連絡会等へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理、蓄積を図るとともに、それら専門機関との連携体制の確保に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

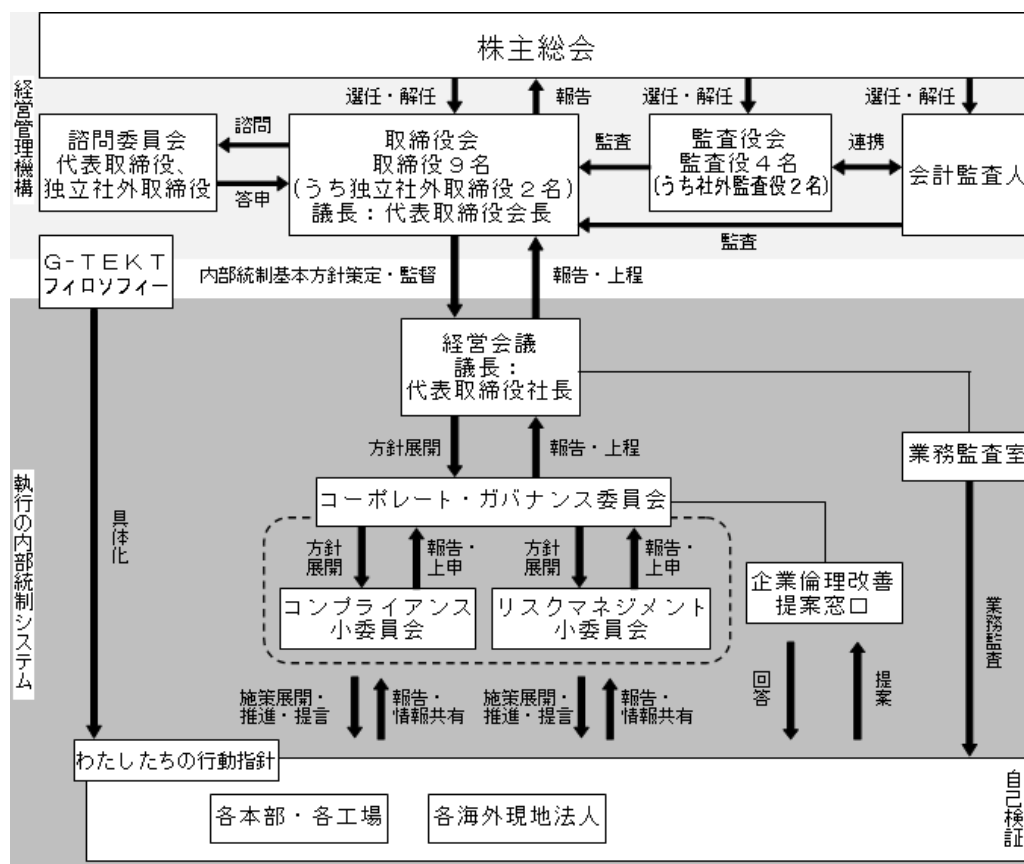
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス等に関する図は以下のとおりです。

・コーポレート・ガバナンス体制



・適時開示体制

